

今季から歩道の除雪が充実します

平成25年12月1日から平成26年3月20日までの間、除雪計画に基づいて除雪作業を実施します。

今年度から、通学路に指定されている歩道について、児童・生徒が安全に通行できるよう、登下校の時間までに除雪を行います。

市としても、安全で効率的な除雪作業に努めますが、作業を円滑に進めるために、みなさんのご協力をお願いします。

ご協力ください

●路上駐車はしないでください



除雪作業は、夜間や早朝に行う場合が多いので、道路上や退避所内への駐車はしないようにお願いします。

●雪を車道に出さないでください



道路は、人や車が通る場所です。交通事故の原因になりますので、雪を道路に捨てるのはやめましょう。

●火災など万一の事態に備えましょう

火災などに備えるため、消火栓や防火水槽の周辺は、地域で除雪作業をお願いします。

●除雪車の妨げになるものは片づけてください

道路にはみ出した樹木の枝や障害物などは、事前に撤去するようお願いします。

●雪のかたまりの処理にご協力ください

除雪車が通過した後、雪のかたまりが家の出入口をふさぐことがあります。各ご家庭・地域のみなさんで処理をお願いします。

除雪についての連絡先

土木部建設課が、「除雪対策本部」として統括を行い、各庁舎の市民自治センターが「現地指揮班」として、状況を確認しながら委託業者への指示や市民のみなさんからの問い合わせ対応を行います。

除雪対策本部
土木部 建設課
☎ 52-6925 ☎ 52-8790

現地指揮班 各庁舎市民自治センター
伊吹地域
☎ 58-2221 ☎ 58-1630
山東地域
☎ 55-8101 ☎ 55-2406
近江地域
☎ 52-6920 ☎ 52-4858
米原地域
☎ 52-6623 ☎ 52-4539



除雪計画や除雪対象路線図については、市公式ウェブサイトでご覧いただけます。

水道管は寒さが苦手 水道管の凍結に注意！

冬になって寒くなると、水道管が凍って破裂する事があります。特に、家の北側や風当たりの強い場所にある屋外の水道管や蛇口は凍りやすいので、早めに凍結防止の準備をしましょう。

●対策

むき出しになっている水道管・蛇口に、古タオルや布きれなどを巻きつけてください。

●凍ってしまったら

凍った部分にタオルなどをかぶせ、その上からぬるま湯をゆっくりかけてください。

熱湯は水道管が破裂することがあるため、かけないでください。

●破裂してしまったら

水道メーターの横にあるバルブを閉めて、近くの指定店に修理を依頼してください。

☎ 土木部 上下水道課（近江庁舎）

☎ 52-6923 ☎ 52-4858

道路除雪出動式を行いました

11月27日、いぶき認定こども園駐車場で出動式を行い、市長、副市長、市議会議長のほか委託業者等関係者が出席しました。



▲安全祈願祭の様子

今年度購入した除雪機械の安全祈願を行い、市長は「地域の安全、安心な交通確保に全力をあげ、過ごしやすい冬にしていきたい。関係者のみなさんは、早朝からの勤務、作業になり危険を伴うため、安全第一で取り組んでいただきたい」と激励しました。続いて、今年度から歩道の除雪を受託する（公社）シルバー人材センターの代表が「安全を第一に事故のないよう努めます」と宣誓されました。

今年度は、新たに除雪機械3台、歩道用除雪機械4台を配備し、除雪時間の短縮を図ります。

高齢の方や障がいのある方へ 住宅除雪にかかった費用を助成します

自力で除雪が困難な高齢者世帯の方などを対象に、降雪時の安全確保と不安の解消を図るため、除雪に要する経費の一部を助成します。

対象となる方

- (1) 高齢者世帯（65歳以上の方のみの世帯）
- (2) 障がい者世帯で次のいずれかに該当する世帯
 - ① 身体障害者手帳1級から4級までの方で構成する世帯
 - ② 身体障害者手帳保持者および65歳以上の方で構成する世帯
 - ③ 身体障害者手帳保持者および義務教育課程を修了していない方で構成する世帯

対象経費

積雪量が50cmを超え、家屋の損傷や災害などのおそれがある場合に、第三者に依頼して行った居住する建物の屋根、避難経路等の必要最低限の除雪に要した経費

補助金の額

1回の除雪に要した経費の2分1を、次の金額の範囲で助成します。

- (1) 屋根の雪下ろし作業のみ 上限1万円
- (2) 屋根の雪下ろし作業+下ろした雪の排雪作業 上限2万円

対象回数

1世帯につき2回を限度とします。積雪の状況により市長が必要と認めたときは、補助対象回数を増やします。

申請方法

除雪作業実施予定日を民生委員児童委員の方に連絡のうえ、除雪完了後速やかに、民生委員児童委員の方の証明（確認）を受け、補助金交付申請書を高齢福祉課へ提出してください。

※申請には、領収書の写しが必要です。

後日、補助金交付の可否を決定して通知します。

☎ 健康福祉部 高齢福祉課（山東庁舎）

☎ 55-8103 ☎ 55-8130